

## 社会福祉法人橋本福祉会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人橋本福祉会の役員及び評議員の報酬及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	2,000円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	2,000円	1,000円

3 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、1回につき1,000円とする。

(報酬の総額)

第4条 報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 理事会出席報酬等 毎年度135,000円を超えない額とする。
- (2) 評議員会出席報酬等 毎年度120,000円を超えない額とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。